

社会福祉法人三田市社会福祉協議会
社会福祉援助技術現場実習生受入れに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉士等の受験資格取得を目指す学生に必須とされる社会福祉援助技術現場実習（以下「実習」という。）について、その受入れに関する必要な事項を定めるものとする。

(実習対象者)

第2条 実習生は、原則として大学等の教育機関（以下「教育機関」という。）に在籍する学生とし、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 実習生本人が市内在住者であるもしくは実家が市内である者
- (2) 市内に所在する教育機関に在籍する者
- (3) 会長等が特に必要と認めた者

(受入人数及び期間)

第3条 原則として、実習生の受入れは年度中4名以内、受入れ期間は8月1日から9月30日の間とする。ただし、本会が受入れ可能と判断した場合はこれに限らない。

(受入申請及び決定)

第4条 在籍する学生を実習させようとする教育機関は、実習予定の前年度の10月末までに文書で実習生受入れの申請を本会会長に対して行い、実習希望者に志望理由及び実習目標を記した事前レポートを提出させなければならない。

2 10月末までに第2条の要件を満たす実習希望者が5名以上ある場合は、前項の事前レポートにより選考し実習生の決定を行うものとする。

(実習費)

第5条 教育機関と調整の上、定めるものとする。

(報酬等)

第6条 実習生には、賃金、報酬及び手当は支給しない。

(服務)

第7条 実習生は、本会の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

- 2 実習生は、実習中に知り得た個人情報をはじめ職務上の情報を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- 3 実習生は、実習中においては、本会職員の指示に従わなければならない。

(実習の中止)

第8条 会長等は、実習生が第7条に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があった場合は、当該実習を中止することができる。

(事故責任等)

第9条 実習中において、実習生が故意又は過失により本会又は第三者に損害が生じた場合は、教育機関はその損害を賠償しなければならない。

2 実習生は実習中の事故に備えて、自己の責任により傷害保険に加入するものとする。

(実習の証明)

第10条 会長は教育機関から求められた場合は、実習生の実習期間・実習内容等について証明を行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、実習生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に、既に受入れている実習生に係る事務については、なお従前の例による。